

日本標準産業分類一般原則改定案(新・旧対照表)

総務省政策統括官(統計基準担当)  
統計審査官室

改定案	現行(第12回改定)	改定理由
<p style="text-align: center;">一般原則</p> <p><b>第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</b></p> <p>この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。</p> <p>この産業分類における経済活動とは、生産又は販売する財、自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。</p> <p>産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注)</p> <p>なお、個人経営の農林漁業に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする。</p> <p>また、事業転換、休業中及び設立準備中などの事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。</p> <p>(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。</p> <p>(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定される。</p> <p>(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定される。</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社などの産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;">一般原則</p> <p><b>第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</b></p> <p>この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。</p> <p>この産業分類における経済活動とは、生産又は販売する財、自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。</p> <p>産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注)</p> <p>なお、個人経営の農林漁業に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする。</p> <p>また、事業転換、休業中及び設立準備中などの事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。</p> <p>(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。</p> <p>(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定される。</p> <p>(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定される。</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社などの産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</p>	

日本標準産業分類一般原則改定案(新・旧対照表)

改定案	現行(第12回改定)	改定理由
<p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(2) 自同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、<u>会社としての事業活動を行わず、</u>経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進，経営の管理・指導，経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L-学術研究，専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。</p> <p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>（注）事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類，細分類を決定する。</p>	<p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(2) 自同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、<u>経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進，経営の管理・指導，経営資源の最適配分等）が中心の事業を行う、</u>いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L-学術研究，専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。</p> <p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>（注）事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する。経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類，細分類を決定する。</p>	<p>純粋持株会社の扱いを明確にするため修正</p>